

No. 160(2018/5)

**FOX News Network, LLC v. TVEyes, INC (2018年2月27日：控訴審)**  
—メディアモニタリングサービスについてフェアユースを認めた原審を覆した事例—

弁護士 石新 智規

1 はじめに

メディアモニタリングサービスの一部視聴機能について、フェアユースの成立を認めていた原審の判断を覆し、フェアユースを否定し、権利者の要求する差止請求を認める判決が下された。米国におけるフェアユース法理の形成に大きく寄与してきた第2巡回区控訴裁判所の判断である。

特に、SLN149号で紹介されたグーグルブックス判決ではフェアユースを認めた同裁判所が、フェアユースを認めた原審の判断を覆したという点で注目すべき判断なので、その概要をご紹介したい。

以下目次のみ。全9ページ。

- 2 判決の概要
- 3 判断の内容
- 4 結論
- 5 若干の検討

以上